



国民年金保険料のご案内を、民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話・文書・戸別訪問による納付のご案内や免除などの申請手続きのご案内を民間事業者へ委託しています。

《平成30年10月から》

ご案内させていただく民間事業者（むつ年金事務所）

アイヴィジット・東洋紙業共同企業体

お問合せ先 0570-783-284 （電話があった方）
 0570-021-781 （郵便物が届いた方）
 0570-200-855 （訪問員が伺った方）

※IP電話をご使用の場合は、上記にかかわらず、03-3941-3162までお問合せください。

その他の地域を担当する民間事業者については、日本年金機構ホームページまたはお近くの年金事務所でご確認ください。

年金受給者のご家族の方へ

国民年金を受給している方がお亡くなりになると、年金を受ける権利がなくなるため、「年金受給者死亡届（報告書）」の提出が必要となります。

また、まだ受け取っていない年金や、亡くなった月分までの年金については、未支給年金として、受給者と生計を同じくしていた遺族の方が請求できます。（生計が別の場合は、遺族であっても請求できないことがあります。）

必要書類などは下記のとおりですので、ご確認のうえ、役場住民福祉課で手続きをしてくださいようお願いします。

※厚生年金や共済年金受給者で配偶者がいる場合、遺族年金を請求できることがあります。

請求手続きは年金事務所になりますが、役場で必要書類等を確認することができますので、担当までご相談ください。

支給を受けられる 範囲	受給者と生計を同じくしていた遺族の方です。配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹・それ以外の3親等内の親族（甥・姪・おじ・おば・子の配偶者など）※請求順位は上記のとおりです。
請求期間	死亡後14日以内
必要なもの	○亡くなった方の年金証書 ※紛失した場合、年金振込通知書（はがき）など。 ○請求者の印鑑および通帳
添付書類	○受給者の戸籍（除籍）謄本および住民票除票 ○請求者の戸籍抄本および住民票謄本 ※上記は役場窓口で申請してください。申請の際、本人確認書類が必要となります。（免許証、個人番号カードなど） ○生計同一関係に関する申立書 ※世帯分離や施設入所していた場合、必要となります。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤